

京都体操協会 規約

第1条名称

本会は、京都体操協会と称する。

(事務局は庶務担当理事の所におく)

庶務担当は平安女学院中学高等学校内とする。

〒602-8013 京都府京都市上京区下立売通烏丸西入五町目町172-2

第2条目的・組織

本会は、体操を愛好する個人または団体をもって組織し、体操の普及発展と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条事業

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- ① 各種競技会の開催。
- ② 体操に関する研修会、講習会、練習会の開催。
- ③ 体操演技会の開催。
- ④ 体操普及のための事業。
- ⑤ その他、目的達成のための事業。

第4条役員

本会には、次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 若干名

理事長 1 名

副理事長 若干名

常任理事 若干名(2001.3改正)

理事 若干名

監査 2 名

第5条名誉会長・顧問・参与

本会に、名誉会長・顧問・参与(いずれも若干名)をおくことができる。(1998.3改正)

第6条 役員の任務

会長は、本会を代表し会務を掌握する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

理事長は、理事会を統括する。

副理事長は理事長を補佐する。

理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

監査は、本会の会計を監査する。

第7条役員の選出

会長・副会長・理事・監査は総会で選出する。

理事長・副理事長は理事の互選とする。

(但し、各種加盟団体より1名の理事を派遣することができる。)

(1995.3改正)

第8条役員の任期

役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第9条 運営上の組織

本会運営のため次の部を設ける。

- ① 総務部（庶務・会計・登録・広報）
 - ② 技術強化部
- ③ 審判部
- ④ 競技部
- ⑤ 事業部
- ⑥ 普及部

それぞれの部に部長・副部長を1名、部員若干名をおく。

（但し、部により若干名おくこともある。）

いずれも理事会で選出し、会長が委嘱する。各部はそれぞれに属する業務を行う。

第10条 会議

本会に、次の会議を設ける。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会(2001.3改正)
- ④ 部会

第11条 会議の成立

- ① 総会は、年1回として会員全員で構成し、本会の重要事項を審議する
- ② 理事会は定例に行い、理事の過半数で成立する。なお、必要に応じて会長が召集することができる。理事会は協会業務の執行機関とする。(2001.3改正)
- ③ 部会は、必要に応じて部長が招集し、主として各部の連絡・調整・運営をはかる。
- ④ 常任理事会を毎月定例に行い、主として各部との連絡調整をはかる。なお、必要に応じて会長が召集することができる
(2001.3改正)

第12条 会計

本会の会計は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入で補う。

会計年度は、1月1日より12月31日迄とする。

(1993.3 改正)

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

(2012.3改正)

附 則

- 1, 本会の会費は、年間個人2,000円、団体10,000円とする。
(1995・03改正)
- 2, 本会は、(公財)日本体操協会の組織団体として評議員1名、技術委員男女各1名を送る。
- 3, 本会は、近畿体操協会の組織団体として、常任理事・理事各1名を送る。
- 4, 本会は、(公財)京都府体育協会の加盟団体として評議員を1名送る
- 5, 本規約は、昭和56年4月1日(1981.04)から執行する。
1986.03.15 改正
1995.03.11 改正
1997.03.08 改正
1998.03.09 改正
2001.03.11 改正
2012.03.20 改正
2013.03.20 改正

補 則

第9条 運営上の組織

本会運営のため次の部を設ける。

① 総務部（庶務・会計・登録を含む。）

事務局は各種会議の運営、各種連絡・調整、役員審判依頼文章発送各種文書の依頼発送、各種文書付・保存・提出等を行う。

会計は年間予算・決算、各種大会・イベント終了時の理事会・常任理事会でその度々報告を行う

登録は日本体操協会（役員・選手登録）

京都体操協会会員登録及び名簿の作成

広報はマスメディア関係の対応及び協会のHPの作成書き込み

② 技術強化部

ヘッドコーチ・技術指定コーチ

国体強化練習会・国体強化合宿の計画と実行に伴う

国体強化の企画・運営・決算等を理事会、部長会でその都度行う

国体選手・国体強化選手・国体監督の原案を作成し、部長会及び理事会で承認を受ける。

ジュニア強化担当者はジュニア部門の合同練習会・合同合宿の

企画・運営を行い、理事会、常任理事会の承認を受ける。

講習会（選手、指導者）

③ 審判部

各種競技会の審判員の確認・依頼を総務部と確認して行う。

審判研修会・審判認定講習会の企画・運営・予算決算等を理事会、常任理事会で承認を受ける。

審判登録（審判員登録・名簿作成）

講習会を選手、指導者に向けて行う。

（採点規則・難度・特別要求など）

④ 競技部（体操競技・新体操）

各種競技会の要項作成

参加申し込みの受付

プログラムの作成

競技会の運営

練習時程、進行、表彰、開閉会式、セット・カット、補助員の配置等 競技記録の整理、保存
大会競技用品の消耗の確認と補充確保

⑤ 事業部

年間事業計画作成、会場確保

演技会や競技会の招致

運営資金確保のための事業

協賛企業、広告などの確保

⑥ 普及部

京都少年体操学校の運営及び広報

京都ジュニアクラブ間の連絡調整及び大会開催など

京都体操祭の開催運営に関すること

中体連、高体連、京都府学連との連絡調整

各種研修会、講習会（選手・指導者）上記の企画、運営、予算決算を理事会・常任理事会で報告及び承認を受ける。